

千代田町会自主防災会規約

(名称)

第1条 この会は、千代田町会自主防災会(以下、防災会と呼称する)という。

(目的)

第2条 防災会は、地震や火災等の発生の際、町会の協力のもとに相互助け合いの精神に基づく自主的な防災活動により、被害の防止・軽減を図ることを目的とする。

(防災会の事務所)

第3条 防災会は、千代田町会事務所に置く。

(事業)

第4条 防災会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行なう。

- 1.防災知識の普及
- 2.地震と火災による災害の防止・軽減
- 3.情報の伝達・初期消火・救出救護・避難誘導等の応急対策
- 4.防災訓練の実施
- 5.防災機材の備蓄
- 6.火災予防運動
- 7.その他、防災に必要な事項

(構成員)

第5条 防災会は、千代田町会内に居住する者をもって構成する。

(役員)

第6条 1.会長 1名 2.副会長 4名 3.班長 5名(副会長・会計が兼務)
4.副班長 18名 5.会計 1名 6.会計監事 2名(町会の会計監事が兼務)

(役員の内命と任期)

第7条 会長は町会長が、会計監事は町会の監事がそれぞれ兼務し、他の役員は会長が委嘱する。

役員の内命は、1年とする。但し、再任を妨げない。

(役員の内務)

第8条 1.会長は、防災会を代表して防災会を統括し、災害発生時における応急活動を指揮する
2.副会長は、会長を補佐し、会長の不在時または事故の場合は、その職務を代行する。
3.班長・副班長は、防災会の構成員として、各担当班の内務にあたる。

4.会計は、防災会の会計を、また会計監事は、防災会の会計を監査する。

(総会)

第9条 総会は、町会の総会をもってこれにあて、次の事項を審議する。

1.規約の改正 2.年間計画 3.予算および決算 4.その他の必要な事項

(役員会)

第10条 役員会は、防災会役員(会計監事を除く)によって構成し、次の事項を審議する。

1.総会に提出すべき事項 2.総会から委託された事項
3.その他の必要な事項

(防災計画)

第11条 災害の防止・軽減を目的とする防災計画を作成し、次の事項を定める。

1.防災会の編成と任務分担 2.防災知識の普及 3.防災訓練の実施
4.情報の收拾伝達・初期消火・救護・避難誘導 5.その他の必要な事項

(会費)

第12条 会費は徴収しない。但し、緊急または臨時に必要なが生じた場合は、役員会の決議で徴収することができる。

この場合、総会の事後承認を要するものとする。

(経費)

第13条 防災会の運営に要する経費は、町会費の一部と防災会運営補助金を充当する。

(会計年度)

第14条 防災会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(監査)

第15条 防災会の監査は、毎年1回会計監事が行ない、必要に応じて臨時に行なうことができる。

監査結果は総会に報告する。

(付則)

1 当規約は、平成10年04月19日から施行する。

2 平成20年04月13日一部改正